

令和4年12月1日

鉄 道 部

鉄道事業の一部廃止届出に係る廃止の日の繰上げの是非の通知について

令和4年9月9日付けで北海道旅客鉄道株式会社から提出された留萌線の石狩沼田駅～留萌駅間(35.7km)の鉄道事業廃止届出に関し、鉄道事業法第28条の2第2項の規定に基づき、令和4年11月11日に、路線の廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関する意見の聴取を行いました。

意見聴取の結果、本日、国土交通大臣から北海道旅客鉄道株式会社に対して、下記のとおり通知いたしましたので、お知らせします。

なお、当該通知が行われた旨は、関係地方公共団体にも通知しております。

記

【通知内容】

「意見聴取の結果、廃止の日を令和5年4月1日に繰り上げたとしても公衆の利便を阻害するおそれがないと認める。」

《参考》

廃止届出の概要

① 届出事業者

北海道旅客鉄道株式会社(代表取締役社長 綿貫 泰之)

② 廃止届出のあった路線

留萌線 石狩沼田駅～留萌駅間 35.7km

③ 届出日

令和4年9月9日(廃止の予定日:令和5年9月30日)

【問い合わせ先】

国土交通省 北海道運輸局 鉄道部 計画課(担当:田中、大友)

電話 011-290-2731 (直通)

FAX 011-290-2717